

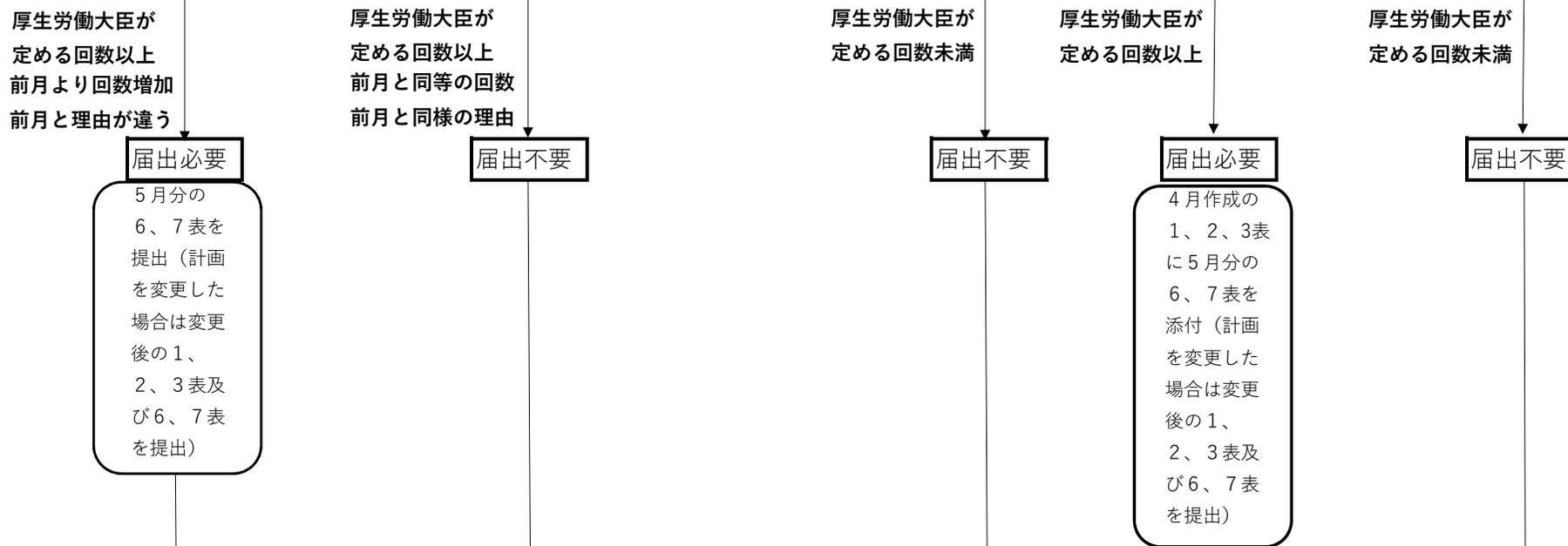
居宅サービス計画に一定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置づける場合の届出の取扱い

別紙

(例4月)
計画作成時



(例5月)
翌月から短期目標の満了の期間まで



短期目標の期間終了時等再作成時

居宅サービス計画の変更時には基準の回数より多い少ないにかかわらず届出願います



※厚生労働大臣が定める回数は、第6表、第7表の生活援助の回数で判定します。
※軽微な変更については、届け出不要です。